

審査請求書

2022(R4)年 6 月 15 日

北海道知事 鈴木直道殿

審査請求人

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

野村一也

審査請求人は、次に示す北海道の公文書一部開示決定に対し、審査を請求する。

第 1 審査請求に係る処分の内容

2022(R4)年 5 月 17 日、道有林第 183 号、公文書一部開示決定通知書に記された処分（以下『九部非開示決定』という）。

第 2 審査請求に係る処分があったことを知った日

2022(R4)年 5 月 17 日

第 3 審査請求の趣旨

『九部非開示決定』を取り消し、黒塗りなしの全部開示を求める。

第 4 審査請求の対象となる文書の背景にある事実

- 1 1967（S42）年7月12日、蘭越町のチセヌプリスキー場の敷地の貸付け願いに対し、倶知安林務署長は、若林行雄の調査を受け、蘭越町への貸付けを認めた。若林の「貸付願林野調査票」には「蘭越町が施行体であるので信用確実である」と記されている。《[告132](#)》
- 2 2014（H26）年5月9日、蘭越町総務課長山内勲は、チセヌプリスキー場の敷地所有者たる北海道後志総合振興局森林室（以下「森林室」という）と、蘭越町営チセヌプリスキー場施設を民間企業に譲渡した場合の土地の賃貸借に関する協議を行い、5月12日に起案書にて報告した。なお、協議の記録には、蘭越町が民間企業に借地権を譲渡する場合、連帯保証人を要することが示されている。《[告5](#)》
- 3 2016（H28）年3月7日から同年4月22日までの47日間、蘭越町はチセヌプリスキー場について、3回目の公募を実施した。《[告16](#)・[119](#)》
3回目の公募には、有限会社JRTトレーディング（以下「JRT」という）を含む計6社の申し込みがあった。《[告17](#)・[18](#)・[19](#)》
JRTは、ペック・クリストファー・マイケル氏が連帯保証となることを、8ページの提案書のうち2ページを割いてアピールした。ただし、蘭越町はJRTの提案内容を公表しなかった。本請求に別添するJRTの提案書は、後に審査請求人が文書開示請求をしたことによって、ようやく蘭越町が明らかとしたものである。

- 4 2016（H28）年5月11日、国民宿舎雪秩父改築等検討委員会（第15回）は、公募に参加した4社を呼んで提案説明をさせることを決めた。《[告19](#)》
- 5 2016（H28）年5月21日、蘭越町議会は、JRTへの譲渡関連議案を可決した。《[告120](#)》
- 6 2016（H28）年7月5日、アジアの経済ニュース配信の株式会社NNAは、シンガポールのMMP RESOURCES LTDがJRTトレーディングを買収する、との報道をした。《[告79](#)》
- 7 2016年（H28）年7月8日、JRTは、後志振興局森林室に送付した文書において、JRTが買収されることを否定しなかった。《[告81](#)》
- 8 2016（H28）年5月21日、蘭越町議会は、JRTへの譲渡関連議案を可決した。《[告120](#)》
- 9 2016（H28）年6月13日、森林室長室において、山口森林室長・土田管理課課長・大島主幹、蘭越町山内総務課長、JTRの代表ほか2名は、スキー場の権利譲渡に係る打合せを行った。ただし、北海道は黒塗りによって、議事録の内容欄のいっさいを判読不能とした。《[告122](#)》
- 10 2016（H28）年7月5日、アジアの経済ニュース配信の株式会社NNAは、シンガポールのMMP RESOURCES LTDが、JRTを買収するとの報道をした。《[告79](#)》
- 11 2016年（H28）年7月8日、JRTは、森林室に送付した文書において、JRTが買収されることを否定しなかった。《[告81](#)》
- 12 2016年（H28）年7月某日、蘭越町の記録によれば、JRTは、森林室管理課大島主幹が求めたキャットスキーの運営計画（コースや安全対策の詳細・図面）に対し、次のように回答したことが記されている。《[告75](#)》

CAT スキーとの表記ですが、弊社の考え方としてはあくまで索道の代替手段として雪上車で利用客を運搬する計画です。主な商品は初心者レッスンとなりますので、コース内には5人のスクール生に対し1名のインストラクターが必ず同行し安全は確保されており、また雪上車の走行ルートはコースセパレートを行い、またコースの一番端を走行するので安全対策は問題ないと想定しております。別紙チセヌプリスキー場コースセパレート予定図参照

ただし、蘭越町は、JRTが森林室宛ての文書に添付されているはずの「チセヌプリスキー場コースセパレート予定図」を開示しなかった。

- 13 2016（H28）年8月24日、森林室主幹大島司は、連帯保証人の資力確認資料として、次の二つのみを求めることを、蘭越町山内勲総務課長に通知した。《[告127](#)》

1. 金融機関発行の『黒塗りにより判読不能』

2. 市町村発行の所得証明3か年分

なお、実際に事業譲渡契約において連帯保証人となった MMP RESOURCES JAPAN 株式会社は、設立が9月23日なので、この段階では、ペック・クリストファー・マイケル氏の書類が提出されたことになる。

- 14 2016（H28）年9月13日、森林室において、山口室長・土田管理課課長・大島主幹、JTR担当者1名、ペック・クリストファー・マイケル氏らと打合せを行った。ただし、北海道は黒塗りによって、議事録の内容欄のいっさいを判読不能とした。《[告129](#)》
- 15 2016（H28）年10月28日、後志振興局観光生活課は、次のことを決定した。
1. スキー場の国立公園事業を廃止させること。
 2. ゲレンデの笹刈り、施設の改修等は、都度に許可申請で処理すること。
 3. 国立公園内で営業することに関する運営計画書等。
- つまり、後志振興局は、JRTが公園事業者ではないにもかかわらず、北海道から借りた国定公園内の土地で、CATによるスキー場営業を行うことを容認したことになる。なお、後志振興局による上記決定は、環境省自然環境局国立公園課専門官浜一郎のメールを根拠としているが、そこには「自然公園法のスキー場として認可することは困難である。」とされているにすぎない。《[告126](#)》
- 困難であるなら認可しないのではなく、困難であるから認可なしに容認する、とした後志振興局は、独自の判断をしたといえる。
- 16 2016（H28）年10月28日、蘭越町は、JRTと事業譲渡契約を締結した。《[告25](#)》
- 17 2016（H28）年10月28日、蘭越町と北海道、JRTとJRTの連帯保証人は、「契約者の地位の承継に関する契約」を締結した。なお、JRTの連帯保証人は、8枚の提案書中の2ページに渡って詳細が示されたペック・クリストファー・マイケル氏から、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社に置換えられた。《[告17・24](#)》
- なお、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社は、契約1カ月前の9月23日に設立されたばかりで、資本金は5万円であり、ペック・クリストファー・マイケルともMMP RESOURCES LTDとも関係のない会社である。代表の佐藤文美氏は、JRTの総務部長でもあり、JRTの代表カナハン・クレイトン・アンソニー氏の配偶者である。《[告24・78](#)》
- 18 2016（H28）年12月16日、JRTは、蘭越町に対し、プロポーザル提案にない「スキー場貸切り」運営を行うことを通知した。《[告85](#)》

- 19 2016（H28）年12月26日、蘭越町は、北海道に対し、公園事業としてのチセヌプリスキー場を廃止することを届け出た。《[告128](#)》
- 20 2016－17シーズン、JRTは、プロポーザル提案にない1日全山貸切り型のCATツアーだけを開始した。同時に、CATツアーの客以外が敷地内に立ち入ることを禁止した。《[告26](#)・[27](#)・[28](#)》
- 21 2017（H29）年1月、ニセコなだれ情報の新谷暁生氏は、JRTがスロープから他の登山者を排除していることを批判した。《[告68](#)・[69](#)》
- 22 2017（H29）年7月14日、後志振興局長勝木雅嗣は、JRTがスキー場敷地で行った伐採が自然公園法第32条および第20条第3項ほかに違反するとして注意し、環境保全と安全に関する計画書の提出を求めた。
- 23 2018（H30）年9月5日、JRTは、森林室に対し、スキー場事業を別の会社に譲渡する予定があることを伝えた。同議事の記録は、2日後の9月7日に山内勲にメールで送られた。なお、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社の代表は、佐藤文美氏から、クリス・ペック氏に変更されている。《[告78](#)》
- 24 2019（R1）11月13日、2016（H28）年10月28日に締結された「契約者の地位の承継に関する契約」の連帯保証人を、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社からヨウテイ・インベストメンツ・ピーティーフワイ・リミテッドに変更するための手続きが行われた。《[告86](#)》

第5 審査請求の理由

1 蘭越町の問題

- (1) 審査請求人は、2016年5月に蘭越町に移住し、複数の町民から、チセヌプリスキー場がJRTに譲渡された後の運営に対する不満と、売却方法に対する疑問を聞かされた。そのことが、一連の文書公開を求めた要因である。
- (2) 審査請求人の知る限りにおいて、JRTの運営の仕方を歓迎する人はいない。利用者が極めて少数の富裕層に限定されているので、地域振興への効果も限定的であることは、誰の目にも明らかである。
- (3) そして、JRTを選定した蘭越町においては、公募の仕方が極めて不透明であったこと、公募でJRTが提案した事業と異なる事業を容認することなどの問題がある。

2 後志振興局森林室の問題

後志振興局森林室においては、JRTに公有財産の賃借を認める際の事務において、以下に示す瑕疵がある。

- (1) 連帯保証人の審査をせずに変更を認めた可能性について。
第4の16に示した通り、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社が、連帯保証人

として明らかに不相当であるにもかかわらず、これを連帯保証人として認めた。

(2) 森林局は、J R Tに対し、安全の確保を求めた証拠を残していない。

ア 2016年5月頃の蘭越町の記録によると、尻別振興局森林室は、蘭越町を通じて、J R Tに借地権の承継に係る確認を求めた。《[告131](#)》

イ それに対しJ R Tが回答した記録を蘭越町は借地権の承継に係る確認の記録を残している。《[告75](#)》

ウ 一方、森林室は、蘭越町を通じて、J R Tに求めた借地権の承継に係る確認を記録として残していない。

(3) 森林局は、安全確保の証拠を残さぬ一方、J R Tに対しては、安全を名目とした排他的占有を許している。

ア 審査請求人は、文書開示請求において、J R Tが森林室の求めに応じて提出したはずの「チセヌプリスキー場コースセパレート予定図」を明示して請求した。

イ しかし、森林室が公開した文書にそれは含まれていなかった。

ウ それどころか、森林室の谷口氏は、森林室管理課主幹大島氏が蘭越町を通じてJ R Tに対し確認を求めたはずの記録自体が存在しないと主張した。

エ 一方、J R Tは、C A Tと登山者を分離するためのコースセパレートをしないどころか、C A Tが走行しないスロープさえも、C A Tと衝突する危険性を盾にして、登山者が入らないように立ち入り制限をしている。

(4) 森林室が外資による土地の転売に加担した可能性について。

ペック・クリストファー・マイケル氏らが、当初より転売を目論んでいた可能性を、次のとおり指摘する。

ア 2016年（H28）年7月8日、J R Tは、森林室に送付した文書において、J R Tが買収されることを否定しなかった。

イ 2016（H28）年9月13日、森林室での打合せにおいて、山口室長・土田管理課課長・大島主幹、J T R担当者1名のほか、MMPの所属であることを冠してペック・ウリストファー氏の参加記録がある。後志振興局は、その内容を完全な黒塗りで判別不能としたが、契

約の1か月前であることなどから、連帯保証人の変更に関する打合せであることが容易に推察できる。《[告129](#)》

ウ 2018（H30）年9月5日、JRTは、森林室に対し、スキー場事業を別の会社に譲渡する予定があることを伝えた。同議事の記録によれば、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社の代表は、佐藤文美氏から、ペック・クリストファー・マイケル氏に変更されている。

エ 2019（R1）年11月13日、「契約者の地位の承継に関する契約」の連帯保証人を、MMP RESOURCES JAPAN 株式会社からヨウテイ・インベストメント・ピーティーワイ・リミテッドに変更されたこと。

JRTが2019年11月13日に表明した通り、スキー場敷地借地権の転売が実行されれば、JRTが蘭越町に提案した内容は、効力を失う。当然、JRTが3億円の投資を仄めかしたリフトの再開もしなくてよいことになる。

そして、転売先の事業者は、借地権と関連法令の制約する範囲内なら、スキー場を自由に利用や譲渡ができることになる。

3 北海道の非開示決定の不当性について

北海道の公文書一部開示決定通知書によれば『九部非開示決定』の根拠は、次の2つである。

- (1) 「当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると求められるもの（北海道情報公開条例第10条第1項第2号）」
- (2) 「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの（北海道情報公開条例第10条第1項第6号）」

チセヌプリスキー場の借地権の承継において、北海道が第2号で保護したのは、クリストファーペック氏とカナハン・クレイトン・アンソニー氏らと彼らが経営する会社であることに疑いはない。

そして、審査請求人が全部開示を求めているのは、「北海道が著しく不正な事務を行ったことにより、公有財産の借地権が不当に処分された疑い」

が認められるからである。それどころか、公務員倫理法への違背、あるいは、刑法に抵触することさえ思料される。

森林室が前掲2名の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であることと、公共の福祉の観点から鑑みれば、北海道の『九部非開示決定』は失当であると言わざるを得ない。

情報公開法の定める国民（道民町民）の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するために、北海道は全部開示をすべきである。

第6 処分庁の教示の有無及びその内容

次に示す処分庁の教示があった。

この一部開示決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

第7 最後に

世界屈指のパウダースノーが評価され、ニセコエリアは国際リゾートへの道を歩んでいる。外資を中心とした積極的な投資により、標準宅地の地価上昇率は、6年連続全国1位（2014-2020年）を記録した。コロナ禍の影響による停滞はあるものの、2030年には、北海道新幹線の倶知安駅オープン、また、札幌冬季オリンピックにおいて、ニセコはアルペンスキーの競技会場となることが予定されている。このふたつは、さらなる地価の高騰が発生する材料となっている。

なお、海外資本による不動産投資には、乱開発に対する懸念のほかに、水源地が海外資本の下に置かれる水環境のリスク、防衛施設の隣接地を外資が購入することにより、国家の安全が脅かされていることが指摘されている。

また、短期譲渡取得にかかる税金逃れの手法として、不動産の持ち株会社そのものを売却することにより、不動産譲渡にかかる税金を回避するケースが散見される。

審査請求人は、チセヌプリスキー場が最初の転売で、蘭越町の公募選定による制約を取り払い、次に転売を受けた会社そのものを対象として、売買されることを強く懸念している。

以上